

東京地方裁判所民事第20部特定管財2係 御中

令和6年(フ)第489号

破産者 株式会社アカツキ

## 破産手続廃止決定証明申請書

上記の者に対する破産事件について、破産財団をもって破産手続費用を支弁するのに不足すると認められ、令和6年9月30日破産手続廃止の決定があったことを証明されたく申請する。

以上

令和6年9月30日

破産管財人弁護士 本多 一成



上記証明する。

同日同庁

裁判所書記官

熊本勝文

